



平成 21 年 5 月 12 日

各 位

会社名 株式会社三越伊勢丹ホールディングス  
代表者名 代表取締役会長兼最高経営責任者  
武藤 信一  
(コード番号 3099)  
問合せ先 管理本部総務部コーポレートコミュニケーショングループ 長  
鈴木 康弘  
TEL03-5843-5115

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 12 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款の一部変更の件」を平成 21 年 6 月 29 日開催予定の第 1 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号。以下「決済合理化法」といいます。）の施行に伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 「決済合理化法」附則第 6 条の定めにより、当社は株券電子化の施行日（平成 21 年 1 月 5 日）において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、当社定款第 8 条（株券の発行及び種類）を削除し、併せて株券に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- (2) 「株券等の保管及び振替に関する法律」（昭和 59 年法律第 30 号）が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除を行うものであります。
- (3) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則を変更し所要の規定を設けるものであります。
- (4) その他、上記各変更に伴う条数の繰上げ、一部文言の整備等所要の変更を行うものであります。

##### 2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 6 月 29 日（月）  
定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 29 日（月）

以上

別紙

定款変更の内容

(変更箇所は下線の部分です)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行及び種類)</p> <p>第8条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>2. 当社の発行する株券の種類は、<u>取締役会で定める株式取扱規程</u> (以下「株式取扱規程」という。) による。</p> <p>(单元株式数及び单元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の单元株式数は、100株とする。</p> <p>2. 当社は、前条の規定にかかわらず<u>单元未満株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについては、この限りではない。</u></p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主 (実質株主を含む。<u>以下同じ。</u>) は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p> <p>(单元未満株式売渡請求)</p> <p>第11条</p> <p>(条文省略)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(单元株式数)</p> <p>第8条 当社の单元株式数は、100株とする。</p> <p>(削 る)</p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p> <p>(单元未満株式売渡請求)</p> <p>第10条</p> <p>(現行どおり)</p>

<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 <u>12</u> 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他株式及び新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては、これを取扱わない。</p> <p>第 <u>13</u> 条～第 <u>49</u> 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(最初の事業年度)</p> <p>第 <u>1</u> 条 当社の最初の事業年度は、第 <u>46</u> 条の規定にかかわらず、<u>当社の成立の日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。</u></p> <p>(最初の取締役及び監査役の報酬等)</p> <p>第 <u>2</u> 条 第 <u>31</u> 条の規定にかかわらず、当社の取締役に対する、<u>会社成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの報酬等の額 (以下「当初報酬額」という。)</u>は、<u>月額 2,500 万円以内とする。</u>また、第 <u>43</u> 条の規定にかかわらず、<u>当社の監査役に対する、当初報酬額は、月額 700 万円以内とする。</u></p> <p>第 <u>3</u> 条 <u>本附則は、最初の定時株主総会の終結の時をもって削るものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 <u>11</u> 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他株式及び新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては、これを取扱わない。</p> <p>第 <u>12</u> 条～第 <u>48</u> 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>第 <u>1</u> 条 当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、<u>当社においては取扱わない。</u></p> <p>第 <u>2</u> 条 <u>前条及び本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、平成 22 年 1 月 6 日をもって前条及び本条を削るものとする。</u></p>
--	---

以 上